

▲▲▲ ▼▼▼  
党利党略を離れて議論を

小中学校における深刻ないじめや高等学校における世界史・日本史など必修科目未履修といった、教育の現場にかかわる重大な問題が続出している。そのような折しも、国会では去る10月30日、衆議院教育基本法特別委員会が再開され、継続審議になっていた懸案の教育基本法改正についての論議がはじまった。

戦後六十余年を経て、社会環境も国際環境も教育基本法制定当時(1947年3月)とは大きく変化し、一方ではグローバル化の進展とともに、伝統や文化の尊重と並んで高度知的基盤社会での教育の質の向上が問われているだけに、国会での審議は、当面の与野党の攻防や党利党略を超えて、真剣かつ誠実であってほしいと願っている。

私個人としては、去る6月1日付の本紙「正論」欄で「国家の在り方を忘れた教基法改正」と題して、主に愛国心に関連して政府案と民主党案を比較し、さらに6月7日には衆議院の教育基本法に関

する特別委員会に参考人として出席し、私見を陳述させていただいた。要点は教育基本法改正のための政府案への注文と民主党案への一定の評価であったが、大切な問題なので、改めて関連箇所を引用

# 教基法の国会審議に急ぎ提案

し、読者の皆さんとともに再考してみたい。

▲▲▲ ▼▼▼  
不可解な民主党側の対応

まず政府案は、第1章「教育の目的及び理念」という本文の「教育の目標」を掲げた第2条第5項において「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」となっている。

一方、民主党案は「前文」において「日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求す

る」と記している。

この両者を虚心坦懐に比較すれば、民主党案の方が教育基本法の改正目的により合致したものであることは明らかであろう。しかし、その民主党が当初は国会での審議の再

させたいという意向なので、教育の再生のために、少しでも良い教育基本法が実現するように与野党が協力し、努力してほしいものである。

政府与党のなかには、これだけ議論をしたのだから、法のリーダーシップのもとで、対外的には中国および韓国との首脳会談を電撃的に成功させ、国内的には今日の教育の崩壊を根本的に立て直すために、閣議決定による教育再生会議をスタートさせた。

## 正論



大学長・養育院長・国際事務理事  
中嶋 嶺雄

開に同調せず、政府案の修正審議にも応じようとしなかったという「ねじれ現象」は理解に苦しむところであり、民主党が小沢党首をはじめとして本当に教育再生に取り組みうとしているものかを疑わせる結果になっている。

政府与党は、先の通常国会ですでに50時間も審議したからには今臨時国会で是非成立

案に若干の不足はあっても教育基本法の改正それ自身が重要だという見解が見受けられるが、教育基本法の改正は、来るべき憲法改正とともに、国家の命運にかかわる根本法の問題なので、政局的な考慮を離れて国家的視野で対処すべきであろう。

## 「他国を尊重し」を適切な表現に

基本法をきちんとしていたいただきたい。ただ若干注文がございましては、「他国を尊重し」ということになりますと、いわば核実験をやったばかりの国も「尊重し」になります。中華文明がチベット文化を押しつぶしている。そういう国も尊重しなければいけないので、そこは「理解し」とか、ちょっと直せばいいことです。その上で是非早く実現することが日本の教育再生の根本だと思います(「第一回教育再生会議事録」参照)。

いままら政府案と民主党案をつき合わせて再検討すると、政府案全体に波及したり議論が振り出しに戻ってしまうので、それは出来ないというのが政府与党の見解だとしたら、右に見た「他国を尊重し」の個所を「他国を理解し」と2文字だけ交換するか、「他国の文化を尊重し」と「文化を」の3文字を加えることだけは、是非してほしいものである。時間が切迫しているから、私からの緊急提案とさせていただければ幸いです。(なかじま みねお)